

公益社団法人全国市有物件災害共済会助成規程

平成25年1月24日制定

平成27年1月23日一部改正

令和元年5月27日一部改正

(助成の目的)

第1条 公益社団法人全国市有物件災害共済会（以下、「本会」という。）が他の団体又は法人（以下、「団体等」という。）が実施する事業への助成（以下、「助成」という。）は、定款第4条第1項第5号の「防災その他様々な都市機能の健全な維持発展に関する事業」に基づき、都市機能の健全な維持発展と住民福祉の向上に寄与することを目的とする。

(助成の対象となる事業)

第2条 助成の対象は、全国的な観点から実施される次の各号のいずれかに該当する事業とする。

- (1) 防災・危機管理に関する政策の企画立案及びその実施等に関する調査研究等
- (2) 消防・防災活動等に関する施策の普及、啓発、活性化に関する事業等
- (3) 安全・安心なまちづくり等の前提となる都市政策、行政経営及び地方自治制度等都市に関する調査研究（まちづくり）等

(助成の対象となる事業を実施する団体等)

第3条 助成の対象となる事業を実施する団体等は、本会と地方自治の健全な発展及び住民福祉の向上実現に向けた組織理念を共有、かつ、全国的規模で事業を実施する基礎的能力の観点から、次の各号のいずれかに該当する団体等とする。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第263条の3で定めた全国的な連合組織であって、内閣総理大臣への届け出を行った団体等。
- (2) 全国的規模で、消防防災推進や危機管理、安全・安心なまちづくりに関する調査研究等を継続的に実施でき、かつ、次のいずれかに該当する団体等。
 - ア 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下、「認定法」という。）の規定により、内閣総理大臣が認定した公益社団法人、公益財団法人。
 - イ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「法人法」という。）の規定により、内閣総理大臣が認可した一般社団法人、一般財団法人のうち認定法第21条に準じた情報の開示を行っている法人。
 - ウ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成18年法律第50号。以下、「整備法」という。）の規定による特例民法法人であって、公益社団法人又は公益財団法人に係る内閣総理大臣の認定あるいは一般社団法人又は一般財団法人に係る内閣総理大臣の認可の申請を行っている法人もしくは申請を計画している法人のうち認定法第21条

に準じた情報の開示を行っている法人。

(助成の方法)

第4条 助成の方法は、助成の対象とする事業（以下、「助成対象事業」という。）を実施する団体等に対する協助金の交付による。

2 協助金の額は、本会の予算案を審議する通常理事会（以下、「予算理事会」という。）において、当該事業年度予算案に計上される消防・防災施設整備事業等資金融資資産受取利息の範囲内の額を基本として決定する。

(助成の申請)

第5条 助成を申請しようとする団体等は、助成対象事業を実施する前年度の12月末日までに、様式第1号に定める協助金交付申請書（以下、「申請書」という）を記載し、本会あてに提出することとする。

(助成の審査、承認及び協助金の交付)

第6条 予算理事会においては、申請書の審査、承認及び交付額の決定を行う。

2 審査は次の各号の観点から行い、総合的な判断を行った上で、助成の承認の適否を決定する。

(1) 助成対象事業が本会の目的に合致するものであること。

ア 当該事業が全国的な観点から実施されるものであり、当該事業の目的、内容が、第2条各号のいずれかに合致すること。

イ 住民福祉の向上に寄与するもの等であること。

(2) 助成対象事業を実施する団体等が、当該事業を実施する基礎を備えていること。

ア 全国的規模に係る事業を実施する基礎的能力を有していること。

イ 助成対象事業以外においても、公益性をもたらす事業を実施している等であること。

3 助成を承認し、交付額を決定した際には、申請した団体等に対し、様式第2号に定める協助金交付決定書（以下「交付決定書」という）により通知する。

4 協助金は、助成対象事業を実施する年度の当初に交付する。

(助成対象事業の実施報告等)

第7条 協助金の交付を受けた団体等は、助成対象事業を実施した翌年度の4月末日までに、様式第3号に定める協助金交付事業完了報告書（以下「完了報告書」という。）を、事業報告書及び決算報告書を添付のうえ、本会に提出する。

ただし、提出がこの時期によりがたい場合には、助成対象事業の実施概要を記載した様式第3-2号の協助金交付事業実施報告書（以下「実施報告書」という。）を、助成対象事業を実施した翌年度の4月末日までに提出し、その後、当該年度内に完了報告書を、事業報告書及び決算報告書を添付のうえ提出することができる。

2 完了報告書、事業報告書及び決算報告書（前項ただし書きに該当する場合は、実施報告書）は、助成対象事業を実施した翌年度の最初に開催する本会理事会において報告する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(細則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が定める。ただし、協助金の処理について必要ある時は、その状況を理事会に報告するものとする。

附 則

この規程は、制定の日（平成25年1月24日）から施行し、平成25年度以降に実施する助成対象事業に対して適用する。

附 則

この規程は、平成27年1月23日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年5月27日から施行する。

(様式第1号)

公益社団法人全国市有物件災害共済会
協助金交付申請書

令和 年 月 日

公益社団法人全国市有物件災害共済会
理事長 殿

申請者
団体名
代表者 ⑩

1 交付対象事業名

2 協助金申請額 千円

3 事業の目的・内容

4 着手及び完了の予定日
年 月 日 から 年 月 日

5 事業計画と事業費の積算基礎

添付書類 事業計画書及び交付対象事業に係る収支予算書又はこれに代わる書類

6 払込金融機関

金融機関名 銀行 () 支店 ()

種別 普通・その他 ()

口座番号

フリカナ
口座名

7 連絡責任者

所属・職名

氏名

電話番号

(様式第2号)

総第 号
令和 年 月 日

申請者(団体名)

代表者 殿

公益社団法人全国市有物件災害共済会
理事長 ㊟

令和 年度協助金の交付決定(通知)

標題の件について、次のとおり協助金を交付することに決定しましたので通知します。

1 交付対象事業

2 協助金額 千円

3 交付年月日(予定) 年 月 日

4 交付条件

- (1) この交付金は、貴所より 年 月 日付をもってご提出のあった協助金交付申請書に記載のとおりとします。
- (2) 交付対象事業の内容等を変更しようとする場合には、公益社団法人全国市有物件災害共済会理事長の承認を受ける必要がありますので、速やかにご連絡ください。

(協助金交付に関する窓口)

公益社団法人全国市有物件災害共済会
総務部総務課
担当

TEL

FAX

(様式第3号)

公益社団法人全国市有物件災害共済会
協助金交付事業完了報告書

令和 年 月 日

公益社団法人全国市有物件災害共済会
理事長 殿

申請者
団体名
代表者 ⑩

標題の協助金交付に関する事業が完了しましたので、次により完了報告書を提出いたします。

- 1 交付対象事業名
- 2 着手及び完了の年月日
年 月 日から 年 月 日
- 3 本年度交付額 千円
- 4 実施事業の概要 (別紙に記載可)
- 5 事業経費決算の内容 (別紙に記載可)
- 6 添付書類
事業報告書 (様式は自由)
決算報告書 (様式は自由)

(様式第3-2号)

公益社団法人全国市有物件災害共済会
協助金交付事業実施報告書

令和 年 月 日

公益社団法人全国市有物件災害共済会
理事長 殿

申請者
団体名
代表者 ⑩

標題の協助金交付に関する事業を実施しましたので、次により実施報告書を提出いたします。

- 1 交付対象事業名

- 2 着手及び完了の年月日
年 月 日から 年 月 日

- 3 本年度交付額 千円

- 4 実施事業の概要 (別紙に記載可)